

# 城西大学学友会

城西大学学友会

学 友 会 規 約

学術団体協議会規約

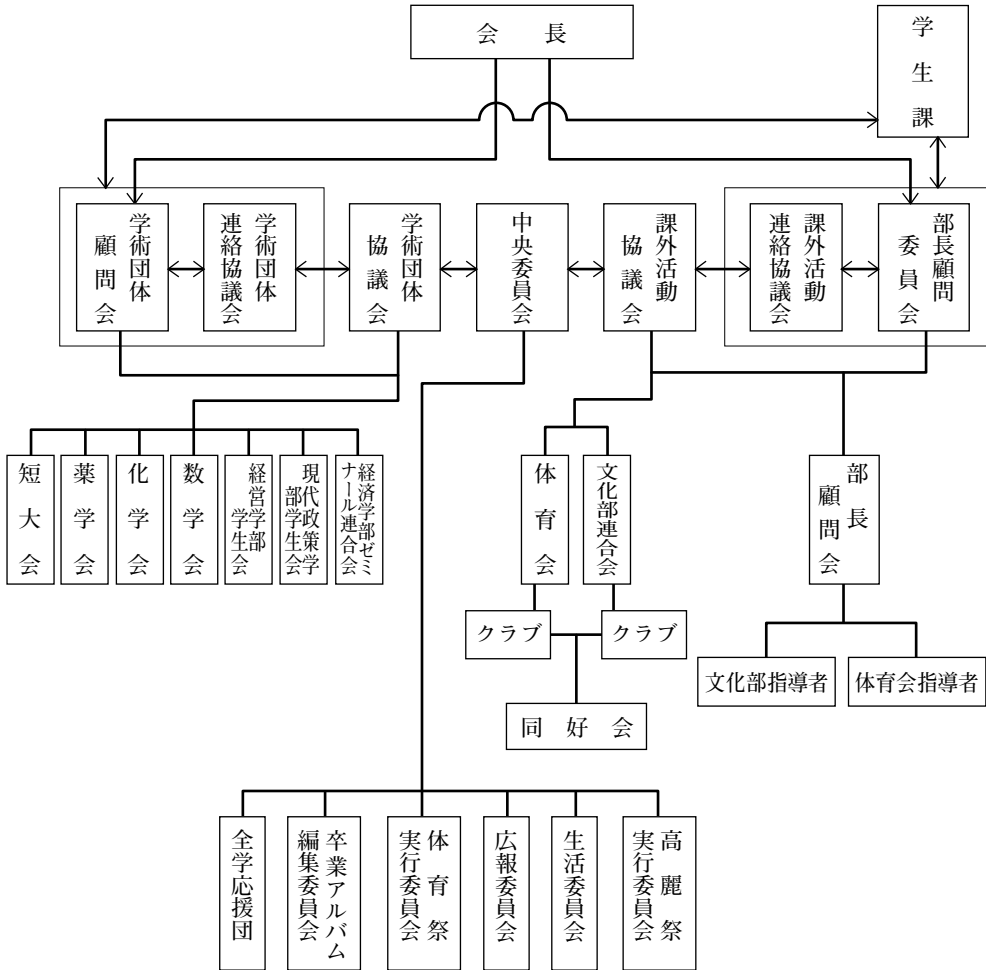
課外活動協議会規約

中央委員会規約

学術団体顧問会規約

課外活動部長顧問会規約

# 学友会組織図



# 城西大学学友会規約

城西大学学友会は会員相互の自主的活動により、学術文化、体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を志向すると共に、本学躍進の発展に資することを目的としてこの規約を定める。

## 第1章 総 則

第1条 本会は城西大学学友会と称し、本部を埼玉県坂戸市けやき台1-1、城西大学内に置く。

第2条 本会の会員は次の2種から構成する。

1. 正会員
2. 賛助会員

第3条 正会員は城西大学（短期大学を含む）の全学生とする。

第4条 賛助会員は城西大学の役員、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び主事補以上の職員ならびに父母後援会役員代表とする。

2 賛助会員は城西大学卒業生として、本会の主旨に賛同し所定の手続きを経たものとする。

第5条 賛助会員の本会における地位は本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者である。

第6条 課外活動の目的達成のための指導助言者として、学友会に属する各クラブ及び学術団体に部長顧問を置く。部長顧問については別にこれを定める。

第7条 本会に次の運営機関を置く。

- ① 学術団体協議会
- ② 課外活動協議会
- ③ 中央委員会
- ④ 学術団体顧問会
- ⑤ 部長顧問会

2 上記運営機関の規約は別にこれを定める。

## 第2章 役員及び連絡協議会

第8条 本会に会長を置く。

2 会長は学長を推戴し、会長は会務を総理する。

第9条 本会に副会長6名を置く。

2 副会長は経済学部長、現代政策学部長、経営学部長、理学部長、薬学部長、短期大学副学長の6名をもって構成する。

3 副会長は会長に事故ある時はこれに代る。

第10条 第7条1に定める運営機関の円滑なる連絡を図るために次の協議会を設置する。

① 課外活動連絡協議会

② 学術団体連絡協議会

第11条 課外活動連絡協議会は学友会会長、副会長、課外活動部長顧問委員会委員長、副委員長、事務局長、体育会会長、副会長、文化部連合会会長、副会長の14名により構成する。

2 特別の場合には父母後援会会長、同窓会会長を含むことができる。

3 課外活動連絡協議会の事務処理は学生課長が当たる。

第12条 課外活動連絡協議会は部長、顧問の決定、大学よりの援助金の配付等その他重要事項について審議する。

第13条 課外活動連絡協議会の議長は原則として学友会会長がこれに当たる。

第14条 課外活動連絡協議会は議長が毎年1回これを召集する。

但し、課外活動協議会又は課外活動部長顧問委員会の要請のあったときは議長は2週間以内にこれを召集しなければならない。

第15条 課外活動連絡協議会は委員の3分の2以上の出席があったときに成立し、議事は合議により決定することを原則とする。

第16条 第10条②に定める学術団体連絡協議会は学友会会長、副会長、事務局長、ゼミナール連合会、現代政策学部学生会、経営学部学生会、数学会、化学会、薬学会、短大会の各顧問及びゼミナール連合会、現代政策学部学生会、経営学部学生会、数学会、化学会、薬学会、短大会の各会長、副会長の32名により構成する。

2 特別の場合には、父母後援会会長、同窓会会長を含むことができる。

3 学術団体連絡協議会の事務処理は学生課長がこれに当たる。

第17条 学術団体連絡協議会は顧問の決定、大学よりの援助金の配付、その他重要事項について審議する。

第18条 学術団体連絡協議会の議長は原則として学友会会長がこれに当たる。

第19条 学術団体連絡協議会は議長が毎年1回これを召集する。

但し、学術団体協議会又は学術団体顧問会の要請があったときは議長は2週間以内にこれを召集しなければならない。

第20条 学術団体連絡協議会は委員の3分の2以上の出席があったときに成立し、議事は合議により決定することを原則とする。

### 第3章 会 計

第21条 本会の支出は正会員の納入する会費、大学よりの援助金、父母後援会助成金、同窓会援助金、寄付金、その他の収入をもって当てる。

2 配付については中央委員会、課外活動協議会、学術団体協議会の合意により決定する。但し、大学よりの援助金については別にこれを定める。

第22条 正会員は毎年度前期分授業料と同時に会費を納入しなければならない。

2 会費は年額4,000円とする。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第24条 学友会の諸団体は次年度の予算編成のためそれぞれ団体に属する上部運営機関である課外活動協議会、学術団体協議会を通じて中央委員会に資料を提出しなければならない。

2 中央委員会は同資料を審査の上、学生課を経て学友会会長に提出するものとする。

第25条 学友会の諸団体は毎年5月31日までに前年度の決算報告書をそれぞれの団体の属する上部運営機関である課外活動協議会、学術団体協議会を通じて中央委員会に提出しなければならない。

2 中央委員会は監査終了後学生課を経て学友会会長に報告するものとする。

#### 第4章 規約改正

第26条 本会規約の改正は中央委員会、課外活動協議会及び学術団体協議会の委員により、規約改正委員会を設置し審議する。但し、議長は中央委員会委員長がこれに当たる。

但し、大学の代表委員として、学生部長、学生部副部長、学生課長及び父母後援会、同窓会の代表1名が助言者として参加するものとする。

2 本会の規約改正の決議は委員の3分の2以上の出席を必要とし、過半数をもって決する。

但し、大学等の代表委員会には議決権はないものとする。

3 可否同数の場合は議長の決するところとする。

4 本会の規約改正が成立したときは改正資料を全学の学生に掲示発表するものとする。

但し、その期間は1ヵ月間とする。

#### 第5章 付 則

●第22条第2項に規定されている年会費4,000円は昭和61年度在学生より徴収するものとする。

●本会の規約は昭和52年11月21日からこれを施行する。

●昭和58年4月1日 一部改正

●昭和61年4月1日 一部改正

●平成19年4月1日 一部改正

# 城西大学学術団体協議会規約

## 第1章 総 則

第1条 城西大学学友会規約第7条第2項に基づき城西大学学術団体協議会規約をここに定める。

第2条 本会は城西大学学術団体協議会と称する（以下、本会と称する）。

第3条 本会は城西大学内に本部を置く。

第4条 本会は城西大学課外活動協議会及び中央委員会との密接な関係を持つ。

第5条 本会は経済学部ゼミナール連合会，理学部化学会，薬学部薬学会，理学部数学会，経営学部学生会，現代政策学部学生会，短大会により構成する（以下，7団体と称する）。

第6条 本会は7団体を統括し，親密なる相互の連絡と親睦を図る。また7団体が円滑に活動できるよう助長すると共に，本会会員の人格高揚を志向し本会の発展に資することを目的とする。

第7条 本会は本会規約第6条の目的を達成するために次のような機関を置く。

1. 学生会協議会
2. 規約改正委員会
3. 定例会

第8条 7団体についての規約は別にこれを定める。

## 第2章 役員及び会務

第9条 本会役員は次のことを全て満たすものとする。但し，本会会長が認めた場合はその限りではない。

1. 7団体の役員として半年以上在籍した者
2. 所属団体代表者の推薦を得ている者

第10条 本会役員の選出は毎年7団体から原則として各1名以上選出する。

第11条 本会役員の選出期間は毎年承認の4ヶ月前からとする。

第12条 本会に次の役職を置く。

1. 会長（1名）
2. 議長（1名）
3. 副会長
4. 会計
5. 企画
6. 監査

但し，4，5，6には各長を1名置く。

第13条 会長は以下の会務を行う。

1. 会長は本会を代表し、全ての事項に全責任を負う。
2. 会長は本会の全文書に署名し、その責任を明らかにする。
3. 会長は本会役員に欠員が生じそのことによって活動に支障をきたす場合、早急に補充しなければならない。
4. 会長は学生会協議会の招集を行わなければならない。
5. 会長は7団体の運営監査並びに一定の助言を行わなければならない。

第14条 議長は学生協議会及び定例会における議事進行を務める。また、会長との兼任は妨げない。

第15条 副会長は会長を補佐し、不在時にはその会務を代行する。

第16条 会計は以下の職務を行う。

1. 会計は本会の学友会配布金、父母後援会助成金並びに寄付金その他の会計を管理する。
2. 会計は学生協議会に本会の予算・決算を提出する。

第17条 企画は以下の職務を行う。

1. 企画は各行事の企画・運営をする。
2. 企画は情宣活動をする。

第18条 監査は以下の職務を行う。

1. 学友会費における7団体の予算・決算を監査及び検査する。
2. 学術団体監査規定は別にこれを定める。

第19条 役職の承認及び任期は以下に定める。

1. 役職承認時より次年度承認時までの約1ヶ年とし、年度末までを引き継ぎ期間とする。
2. 役職の再任は妨げない。

### 第3章 機 関

第1節 学生協議会

第20条 学生協議会は本会及び7団体の運営を円滑に行うために次のことを行う。

1. 本会と7団体相互の連絡
2. 本会の役員における審議
3. 本会規約改正における承認
4. その他重要事項の審議・承認

第21条 学生会協議会及びその構成員は、本会役員以外の7団体の会長もしくは代表者並びに本会役員で構成する。但し、代表者は会長が委任した場合のみこれにあたることができる。

第22条 学生協議会の議長及び書記は、本会会長が本会役員より任命する。但し、承認権を有さない。

第23条 学生協議会は原則として月1回とし、本会会長がこれを招集する。但し、休暇中はこの限

りではない。

第24条 学生協議会構成員の過半数から要請があった場合、臨時学生協議会を行う。尚、本会会長は要請から1週間以内に招集し開催しなければならない。

第25条 学生協議会の承認権は7団体1票とし、全会一致をもって承認する。

第26条 学生協議会をやむを得ず欠席する場合、会長はあらかじめ本会会長に委任の旨を伝え、代理の代表者を出さなければならない。

## 第2節 規約改正委員会

第27条 規約改正委員会は本会の規約を審議する機関とする。

第28条 規約改正委員会の委員は本会役員で構成する。

第29条 規約改正委員会の議長及び書記は、本会会長が本会役員から任命する。

第30条 規約改正委員会は年度末ごとに開催し、本会会長がこれを招集する。

第31条 規約改正委員会をやむを得ず欠席する場合、本会役員はあらかじめ本会会長に委任の旨を伝えなければならない。

## 第3節 定例会

第32条 定例会は本会の運営を円滑に行うために次のことを行う。

1. 本会の企画及び運営
2. 本会の各部署相互の連絡
3. 本会並びに7団体における議題の審議
4. 予算案の作成
5. 本会備品の管理

第33条 定例会及びその構成委員は、本会役員で構成する。

第34条 定例会の議長及び書記は、本会会長が本会役員より任命する。

第35条 定例会は原則として週1回とし、本会会長がこれを招集する。但し、以下の場合はこの限りでない。

1. 試験期間中
2. 長期休暇中
3. 臨時休業中

第36条 本会会長もしくは本会役員の過半数から要請があった場合、臨時定例会を行う。尚、本会会長は要請から1週間以内に招集し開催しなければならない。

第37条 定例会の承認は本会役員の3分の2をもって承認する。

第38条 定例会をやむを得ず欠席する場合、あらかじめ本会会長に委任の旨を伝えなければならない。

## 第4章 会 計



第39条 本会の運営費は学友会配布金及び父母後援会助成金並びに寄付金その他による。

第40条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第41条 運営費を支出する場合、予算の範囲内で本会会長の承認を得なければならない。

第42条 会計会務に関することは本会規約第16条に準ずる。

### 第5章 規約改正

第43条 規約改正委員会で審議した規約改正案は、本会規約第19条3に従い代表委員会の承認をもって改正される。

第44条 本会の規約改正が成立した場合、本会会長は改正資料を2ヶ月以内に、学生課、7団体、課外活動協議会及び中央委員会へ提出する。

### 第6章 特別条項

第45条 本会は7団体の監査、管理する立場にある故、以下の項目を行使する。

1. 内部情報はいかなる場合でも慎重に扱わなくてはならない。
2. 各学生会の会長運営が学生会運営目的に沿わなく、構成員から一定の申請があった場合のみ、該当会長の業務指導、制限を行う。

### 第7章 付 則

●本会規約は昭和52年11月21日よりこれを施行する。

●昭和58年4月1日 一部改正

●平成16年4月1日 一部改正

●平成19年4月1日 一部改正

●平成27年4月1日 一部改正

# 城西大学課外活動協議会規約

## 第1章 総 則

第1条 本協議会は城西大学学友会規約第7条第2項の規定により規約を定め、城西大学課外活動協議会と称する（以下協議会という）。

本協議会は文化部連合会、体育会をもって構成する。

第2条 本協議会は文化・体育活動の向上および両団体会員の人格高揚を志向し学友会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 文化部連合会は加盟団体の独立と自主性を尊重し、相互の緊密なる協力により本学学生の学術文化活動を促進し親睦を図るとともに学生生活の向上に寄与することを目的とする。

2 体育会は城西大学建学の精神にもとづき、体育活動を通じアマチュア精神にのっとり心身を

錬磨し、学友会員相互の親睦を図り、その成果をもって本学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 文化部連合会、体育会規約は別にこれを定める。

第5条 本協議会に次の運営機関を置く。

執行委員会

## 第2章 執行委員会

第6条 執行委員会は文化部連合会、体育会の学友会費予算および決算に関する事項、その他重要事項を審議し決定する。ただし学友会費に関しては課外活動連絡協議会および代表者協議会に報告する。

第7条 執行委員会に次の役員を置く。

正副議長（各1名）

書記（2名）

会計（2名）

2 役員の任期は、12月1日より翌年11月30日までの1ヵ年として再任を妨げない。

第8条 執行委員会の役員は文化部連合会、体育会の正副会長各3名があたる。尚、正副議長は文化部連合会、体育会の会長が隔年にあたる。

2 各3名は、第7条第1項の3役に1名ずつあたる。

第9条 執行委員会の議長は文化部連合会、体育会の執行部より要請があったとき、要請後一週間以内に招集しなければならない。

第10条 副議長は議長を補佐し議長不在の場合はその職務を代行する。

第11条 書記は執行委員会の議事運営を記録する。

第12条 会計は学友会費その他の財務を管理し、会計庶務一般を行なう。また年度終了時に文化部連合会および体育会より決算報告書を提出させる。

第13条 執行委員会は役員全員の出席により成立し、議決は合議とする。

2 役員はやむを得ず欠席する場合、その旨を議長に伝えあらかじめ委任状を提出しなければならない。

## 第3章 財 政

第14条 本協議会の運営費は学友会配布金、父母後援会助成金、寄付金その他による。

第15条 本協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第4章 特別条項

第16条 中央委員会への委員選出は文化部連合会、体育会加盟会員より各4名、計8名を選出する。

第17条 生活委員の選出は文化部連合会、体育会加盟団体会員より各2名、計4名を選出する。

## 第5章 規約改正

第18条 本協議会の規約改正は執行委員会の役員より規約改正委員会を設置し審議する。

- 2 本協議会の規約改正の決議は役員全員の賛成を必要とする。
- 3 特別条項規約の改正は代表者協議会の承認を必要とする。
- 4 執行委員会は本協議会の規約改正が成立したときは改正資料をすみやかに、課外活動連絡協議会および中央委員会に提出する。

## 第6章 付 則

- 本協議会規約は昭和52年11月21日からこれを施行する。
- 昭和58年4月1日 一部改正

# 城西大学中央委員会規約

## 第1章 総 則

第1条 城西大学学友会規約第7条2項に基づき、ここに城西大学中央委員会規約を定める。

第2条 本会は城西大学中央委員会と称する。

第3条 本会は城西大学内に本部を置く。

第4条 本会は城西大学学友会正会員をもって構成し、城西大学学友会機関である課外活動協議会、学術団体協議会の協議執行機関として運営される。

第5条 本会会員は本会の活動によって生ずる恩沢を平等に受ける権利と課外活動協議会及び学術団体協議会を通じて本会活動に参加し、本会規約と決議事項を遵守する義務を有する。

第6条 本会は次の職務を行う。

1. 代表者協議会の承認決定に基づく職務
2. 本会運営に関する審議、議決及び執行
3. 父母後援会が認めた学生諸団体への助成金配布の決定。
4. その他重要事項及び前項に付随した広報宣伝を行う。ただし、本会及び各委員は職務上中央委員会の名を汚すことのないよう厳に慎むものとする。

第7条 本会に次の会議を置く。

代表者協議会

第8条 本会に次の機関を置く。

1. 高麗祭実行委員会
2. 生活委員会
3. その他各種委員会

第9条 本会に顧問1名を置く。

## 第2章 目的

第10条 本会は課外活動協議会、学術団体協議会の自主性を尊重し、両協議会の運営が円滑に行なわれることを目的とし、もって両協議会相互の親睦を深め本学学友会の発展に寄与するものとする。

## 第3章 役員及び会務

### 第1節 役員

第11条 本会は、課外活動協議会及び学術団体協議会より選出し次の役員を置く。

- (1) 委員長 (1名)
- (2) 副委員長 (2名)
- (3) 議長 (1名)
- (4) 副議長 (2名)
- (5) 書記 (2名)
- (6) 会計 (2名)
- (7) 監査 (3名)
- (8) 渉外 (3名)

第12条 本会の委員長、副委員長及び議長、副議長は課外活動協議会、学術団体協議会の代表委員がこれにあたる。

第13条 本会委員の任期は承認時より翌年11月30日までとし再任は妨げない。

第14条 1. 本会の委員長は、課外活動協議会、学術団体協議会の代表者であり、又本会を総轄し全ての事項に対し全責任を負うものとする。

2. 本会の委員長は学友会規約改正における規約改正委員会の議長を兼任する。

第15条 本会委員に欠員が生じた場合には中央委員会委員長は速やかに欠員を補充しなければならない。

第16条 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

第17条 議長は本会及び協議会の議事進行を円滑に行う。

第18条 副議長は議長を補佐し、議長不在の時はその職務を代行する。

第19条 書記は一般事務及び会議の記録を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

1. 本会の予算、学友会費、並びに父母後援会助成金全ての会計管理を司どり本会予算案及び決算報告を代表者協議会に提出する。
2. その他会計庶務一般を行う。

第21条 監査は学友会費、父母後援会助成金並びに本会全ての活動を監査する。尚、課外活動協

議会，学術団体協議会所属団体の監査はこれを含まない。ただし，必要ある場合は学友会の円滑な活動を促すことができる。

第22条 渉外は，他大学の学生執行機関との交流を行う。

## 第2節 代表者協議会

第23条 代表者協議会（以下単に協議会と称する。）は課外活動協議会，学術団体協議会の各代表者（各協議会正副議長を含む）3名及び中央委員会の代表者（正副委員長）3名によって構成する。尚，必要に応じて学生諸団体，本会会員及び大学側代表者，父母後援会代表者の参加を認めることができる。

第24条 協議会の議長及び書記は中央委員会の議長及び書記が兼任する。ただし，中央委員会代表者に含まない。

第25条 1. 協議会は代表者全員の出席により成立し，議事は原則として合議により決定する。  
2. 代表者はやむをえず欠席する場合，あらかじめ議長あてに委任状を提出しなければならない。

第26条 協議会は次の事項の審議，承認及び議決を行う。

1. 中央委員会役員の選出
2. 学友会予算の調整
3. 学友会費の決算報告及び監査報告
4. 中央委員会規約改正
5. 中央委員会，課外活動協議会，学術団体協議会より提出される議題

第27条 定例協議会は毎月1回とし協議会議長がこれを招集する。ただし，休暇中はこの限りではない。

第28条 臨時協議会は次の場合協議会議長が招集する。尚，議長は要請後一週間以内に招集しなければならない。

1. 中央委員会，課外活動協議会，学術団体協議会から要請があった場合
2. 大学及び父母後援会から要請があった場合

## 第3節 高麗祭実行委員会

第29条 高麗祭実行委員会は本会の下部組織とする。

第30条 1. 高麗祭実行委員会正副委員長は代表者協議会の承認をもって中央委員会委員長が任命し正副委員長は中央委員会委員となる。  
2. 正副委員長以外の役員は本会の承認をもって高麗祭実行委員会委員長がこれを任命する。

第31条 高麗祭実行委員会は中央委員会がその全ての責任を負い活動計画等は本会の承認を必要とする。また，正副委員長は会計報告及び活動報告を本会に提出しなければならない。

第32条 高麗祭実行委員会運営費は中央委員会運営費に含まれる。

第33条 高麗祭実行委員会のその他の事項については高麗祭実行委員会規約を別に定める。

#### 第4節 生活委員会

第34条 生活委員会は中央委員会の下部組織とする。

第35条 生活委員会は学生食堂の値上げ、セルフサービス、その他食堂に関する諸問題その他、学内美化等学生生活全般の問題について検討を加え改善に努力し、委員長1名、副委員長2名をおく。

第36条 生活委員会正副委員長は本会より選出し、正副委員長は本会の委員を兼任する。

第37条 1. 生活委員会は正副委員長の他に生活委員8名をおく。

2. 生活委員は、課外活動協議会、学術団体協議会より8名選出する。ただし、生活委員は、中央委員以外とし中央委員としての資格を有しない。

3. 生活委員に欠員が生じた場合は補充し、本会において必要と認めた場合は増員することができる。

第38条 生活委員会正副委員長は必要と認めた場合、本会の承認をもって各係を置くことができる。諸係は生活委員会において選出する。

第39条 生活委員会は中央委員会がその全ての責任を負い活動計画等は本会の承認を必要とする。また正副委員長は会計報告及び活動報告を本会に提出する。

第40条 生活委員会運営費は中央委員会運営費に含まれる。

第41条 生活委員会に関するその他の事項については、本会の規約に基づくものとする。

#### 第5節 その他各種委員会

第42条 中央委員会は必要に応じその他各種委員会を置くことができる。

第43条 各種委員会は中央委員会の下部組織として本会の決定に従う。

第44条 原則として、各種委員会は委員長1名、副委員長2名又は代表者1名を置く。

第45条 各種委員会は正副委員長又は代表者の他に各種委員を置くことができる。ただし、各種委員は本会の承認をもって各種委員会委員長又は代表者がこれを任命する。

第46条 各種委員会は中央委員会がその全ての責任を負い、活動計画等は本会の承認を必要とする。また、正副委員長又は代表者は会計報告及び活動報告を本会に提出する。

第47条 各種委員会に関するその他の事項については本会の規約に基づく。尚、必要に応じて各種委員会規約はそれぞれ別にこれを定める。

第48条 各種委員会の運営費は中央委員会運営費に含まれる。ただし、運営費の決定は本会の協議をもって決定する。

#### 第4章 財 政

第49条 1. 本会の運営費は学友会費配布金、父母後援会助成金並びに寄付金その他による。

2. 本会運営費には高麗祭実行委員会、生活委員会並びに各種委員会の運営費を含む。

第50条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会計報告は本規約第20条第1項に基づく。

### 第5章 規約改正

第51条 規約改正は本会、課外活動協議会並びに学術団体協議会で慎重に審議したのち改めて代表者協議会で審議し、全会一致をもって改正できるものとする。

### 第6章 付 則

- 本会規約は昭和52年11月21日からこれを施行する。
- 昭和58年4月1日 一部改正
- 平成2年11月26日 一部改正

## 学術団体顧問会規約

第1条 城西大学学友会規約第7条2項の規程に基づき学術団体顧問会を設置する。

第2条 本会は城西大学学術団体（経済学部ゼミナール連合会、現代政策学部学生会、経営学部学生会、数学会、化学会、薬学会、短大会の7団体）の健全円滑な発展の助成を目的とし、指導助言を与えるものとする。

第3条 本会の顧問は原則として学部長又は学科主任がこれに当たる。

第4条 本会は学術団体の指導運営のため毎年1回学友会会長の招集により学術団体顧問会議を開催するものとする。

- 2 本会の議事は合議制により決するものとする
- 3 本会の議長は学友会会長がこれに当たる
- 4 学術団体顧問会の事務処理は学生課長がこれに当たる

第5条 学術団体顧問会の業務は次の通りとする。

- (1) 学術団体協議会との円滑なる連絡協議会を行う
- (2) その他の重要事項の審議

第6条 本会の運営資金は大学援助金、父母後援会助成金その他の収入をもってあてる。

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8条 本会は毎年12月31日までに次年度の予算編成のための必要な資料を学友会会長に提出する。

- 2 本会は毎年4月30日までに前年度の決算報告書を学友会会長に提出しなければならない。

### 付 則

- 本会規約は昭和 52 年 11 月 21 日よりこれを施行する。
- 昭和 58 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

## 課外活動部長顧問会規約

第 1 条 城西大学学友会規約第 7 条 2 項の規程に基づき部長顧問会を設置する。

第 2 条 本会は城西大学学友会の課外活動の健全円滑な発展の助成を目的とする。

第 3 条 本会は部長（体育会）顧問（文化部連合会）をもって構成する。

第 4 条 部長顧問の資格は城西大学の教授，准教授，専任講師とする。

2 部長顧問はその所属するクラブの会務に指導助言を与えるものとする。

3 部長顧問は所属するクラブ以外の団体の部長顧問を原則として兼任することができない。

4 部長顧問の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 条 部長顧問を委嘱する場合は，前条第 1 項の規定により各団体の学生責任者の推薦と課外活動連絡協議会の決定にもとづき学友会会長が委嘱する。

第 6 条 部長顧問会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 1 名

幹 事 若干名

2 会長，副会長は部長顧問委員会の委員長，副委員長を兼務するものとする。

3 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 7 条 会長は本学専任教授の中から学友会会長が指名し委嘱する。会長は部長顧問会の会務を総理する。

2 副会長は本学専任教授の中から学友会会長が指名し委嘱する。副会長は会長に事故があるときはこれに代る。

3 幹事は部長顧問会にて部長顧問の中から選出する。

第 8 条 部長顧問会の運営を円滑にするため学友会会長の招集により年 1 回総会を開催する。

2 部長顧問会の総会は課外活動部長顧問委員会の委員を選出する。

3 部長顧問の委嘱

4 その他

第 9 条 部長顧問総会は部長顧問の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し，議事は出席者の過半数をもって決する。但し委任票決はこれを認めない。



2 部長顧問総会の事務処理は学生課長がこれに当たる。

第10条 部長顧問委員会は次の役員をもって構成する。

体育会代表部長 3名

文化部連合会代表顧問 3名

2 部長顧問委員会の業務は、次の通りとする。

(1) 部長顧問の承認

(2) 課外活動協議会との円滑なる連絡協議を行う

(3) その他重要事項の審議

3 部長顧問委員会の事務処理は学生課長がこれに当たる。

第11条 クラブ団体には必要に応じて監督、コーチ及び指導者をおくことができる。

2 監督、コーチ及び指導者は所属するクラブ団体に技術の指導助言を与えるものとする。

3 監督、コーチ及び指導者は当該クラブ団体の推薦により部長顧問の承認を得て学友会会長が委嘱する。

4 監督、コーチ及び指導者の任期は2年とし再任を妨げない。

第12条 監督、コーチ及び指導者は技術指導の研鑽を目的として指導者会議を設置する。

第13条 指導者会議に次の役員を置く。

議長 1名

副議長 1名

幹事 若干名

2 上記役員は指導者会議の互選により選出するものとする。

第14条 指導者会議の議決は原則として合議制によるものとする。

第15条 部長顧問会及び指導者会議の運営資金は大学援助金、父母後援会助成金、その他の収入をもって当てる。

第16条 部長顧問会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条 部長顧問会は毎年12月31日までに次年度の予算編成のために必要な資料を学友会会長に提出する。

2 部長顧問会は毎年4月30日までに前年度の決算報告書を学友会会長に提出し、部長顧問総会の承認を得なければならない。

付 則

本会規約は昭和52年11月21日よりこれを施行する。

●平成19年4月1日 一部改正

